

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還交渉Ⅱ-1（対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2020-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/45929

大庄

77
11
17

(一
二
三)

当译作宜升

党首会議總理幹事會（本部）

沖縄返還問題

昭和四四、一〇、一一
アメリカ局北米統一課長

「根本姿勢」

沖縄の祖国復帰という領土問題の解決は、日米友好協力關係の枠内での平和的話し合いで行ない、わが国の安全保障の面につけては、日米安保条約の適用に当たり本土と沖縄を差別することなく十分日本の安全を確保し、もつて一九七二年を目標として施政権の返還を実現しうるよう、去る六月愛知外務大臣を米国に派遣して交渉を開始せしめた。



四　支那の通商

米国も元來領土擴大よりて本國の施政権を保持してゐたものではなかつただけで、さうしたとて支那を実効に考へる所であると謂ふ本的觀點に立つて、本格的に交渉に臨んでゐたる。かくして右の外相訪米、ロジャース米國務長官の訪日、九月の外相再訪米を通じる交渉におよび、以下の結果實質問題につき日米ともに解決に向つて努力してきてゐる。

工　機兵器の問題は、米側としては日本及び日本を含む極東の完全な確保するための抑止力を有効ならしめるものとして、軍事的たるもより重要であるとの必要性を強く主張しておどりる。日本側は機兵器を為する極端な屈服意態、これを強調とし

で政府の政策及び本土と海國を差別したうとの基本方針を傳えた
結果の上、米國がこの日本の事情等を尊重してわが國が十分理解され、日本及び日本を含む東京の安全保護の面ため因應した解決策を米側をして選ばせようとしたのである。この問題は米国にとり国防の根本である軍備であるので、リーガン大統領は自ら責任を負つて判断したのであるが、たゞ解決には時日を要するところであるが、以上のひとか決議で努力しえる。

（） ヴィタマナフ職令の西園寺大臣は、来る十一月の彼の訪米の際に下せるる米國の面を嘆き、たとえは倒たる事無く不幸にして職令が落りたりとも、命を落すか死んでしまふだ

おける活動に支障を來すようでは困るという米側の考え方にも理解をもつ必要があろう。今後のパリ和平会談の進行、米軍総兵計團の進展等ヴィエトナム情勢は大筋としては和平の方向に動いてゐることでもあり、わが國の基本的立場たる事前協議制の嚴守及びいかなる場合でも話題の事前の予約はしないことを貫きつつ、彼我双方にとり納得のできる解決に向つて努力を傾けてらる次第である。

② その他米軍の軍團作戦行動のための基地使用の問題につひては、事前協議制の適正な運営により日本及び日本を含む極東の安全保障上に支障をきたすこととなることを十分米側に理解せしめ、もつて解決に至るべく努めてらる。

以上を過じて日本製の新規条約及び開港取扱を本土におくると同様そのまゝ通商條約の範囲にさへ通用して、各開港港などと並ぶことなく、へりあんや世上「古の」「様かへー」と、〔如古事記の傳説〕跡のことをいつて通商たまらぬが、~~日本~~と沖縄返還問題を處理すると互に逆戻りさへするとは論ずるべく。ふたばる。

今後の日米貿易の進展

以上の橋本方針により十一月の訪米に上り、多年の懇談たる通商返還問題の解決が前途に見出され、本土・沖縄の開港局の満足は勿論、今後の日米關係も順調に運んで行くものと確信する。

（一）日本及び日本を含む極東の安全保証のため、たゞ米國の軍隊

的プレゼンスが今後も引続き必要なことは言をまたず、一部に
みられる「米軍の存在が威張を招く」という言説はあとより隠
りであるが、米国も先般泰ニクソン大統領が示してゐること
十年前とは異なり世界各地での実効上の影響はあるが、地元の
國々が一括になつて責任を負うようになくては困るとの気持が
ますます強くなつて行くようである。そこでわが國としては、
むしろ一步を進め、米国をして日本のためとなるよう活動へと
う仕向けて行へりやうで、今後の日米関係を複雑化、錯綜化に
運用して行くべきであると考えてゐる。さて時代は進み、「
総の「米國が世界にその威風を日本に現りけで行く」との錯覚
から脱却するため頭を煩り書きやがれぬせならぬ豊富に入りつ
りあるのである。

質 訪米後の沖縄返還実現のスケジュール

最後に、私の訪米帰国後、百万の沖縄同胞を懸念し、祝賀の席に
迎えたるため政府は一連の措置をとることとなるが、その内容は
（）日本国外務省の沖縄返還協定作成文書、（）これと並行して復
帰準備実施のため東京及び現地での日米合議機関による協力（東
京では現行の日米協議委員会の活用、現地では日米準備委員会の
設立を考えている。）、及び日本土改法令の沖縄適用を通りての
暫定措置立法の立案研究である。これらはいずれも相当の期間を
要し、しかも百万の同胞の生活に著々した大問題であり、その解
決のためにも是非御協力を要請した。